

処 分 基 準

令和 8 年 6 月 1 日作成

法 令 名：行商従業者証等の様式の承認に関する規定
根 拠 条 項：第 7 条
処 分 の 概 要：行商従業者証等の様式の承認の取消し
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 行商従業者証等の様式の承認に関する規定第 1 条（承認を受けることができる団体）
処 分 基 準： 行商従業者証等の様式の承認に関する規定第 7 条第 1 号に掲げる事実が判明した場合は、以下のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、行商従業者証等の様式の承認の取消しを行うものとする。 法人の責めに帰すことのできない事由によって古物営業法第 4 条第 1 号から第 8 号までに該当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 同規定第 7 条第 2 号に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、資料を提出しなかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を提出することができ、現に提出しようとしているときを除き、行商従業者証等の様式の承認の取消しを行うものとする。 同規定第 7 条第 3 号に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、以下のような帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、行商従業者証等の様式の承認の取消しを行うものとする。 法人の責めにきずることのできない事由によって古物営業法第 4 条第 1 号から第 8 号までに該当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 (076-441-2211)
備 考：